



今後のスケジュール（案）

年月	作業班
平成 24 年 10 月	<p>10月12日(金) 第3回作業班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見募集の結果 ・ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み 中間とりまとめの検討 ・今後のスケジュールの確認 等 <p>10月30日(火)予定 第4回作業班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定ラジオマイク・エリア放送間の運用調整主体の具体化 ・その他ホワイトスペース利用システムの運用調整 等
11 月	 (検討)
12 月	<p>12月上旬頃 作業班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み 最終とりまとめ(案)の検討 等 <p>12月中旬頃 作業班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み 最終とりまとめ(案)の検討 等 <p>12月中旬～下旬頃 意見募集開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み 最終とりまとめ(案)
平成 25 年 1 月	
	<p>1月中旬～下旬頃 作業班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見募集の結果 ・ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み 最終とりまとめの検討 等 <p>ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み 確立</p>

(参考) 今後の本作業班における検討事項の例(案)

1 ラジオマイク及びエリア放送関係

運用調整主体の具体化

(参考) 中間とりまとめ(案) 抜粋

6.(2) エリア放送と特定ラジオマイク間の運用調整の主体

エリア放送と特定ラジオマイク間の運用調整の主体について・・・運用調整機能を平成25年度から迅速に導入する観点から、実現可能な方法について議論を進めていく必要がある。

6.(3) 特定ラジオマイク間の運用調整の主体

現行の運用調整の方法を参照しつつ、平成25年度から運用可能となるよう議論を進める必要がある。

運用調整主体の規約ひな型の策定(主に運用調整手順の確定)

(参考) 中間とりまとめ(案) 抜粋

5.(2) エリア放送と特定ラジオマイク間の運用調整

エリア放送と特定ラジオマイク間の運用調整については、

(ア) エリア放送及び特定ラジオマイクの運用場所、運用範囲・・・の情報を管理した上で

(イ) 調整が必要とされるエリア放送と特定ラジオマイクの運用者に調整するよう連絡

(ウ) 運用後特定ラジオマイクに混信が生じた場合のエリア放送への対応依頼

といった作業が発生する。これらの作業を円滑に行うためには、その手順について、あらかじめ決めておくことが適当である

2 上記1のシステム以外関係

同順位システム間の運用調整の方向性

(上記1の運用調整主体が先行することを前提とした)運用調整主体の具体化の方向性や運用調整の在り方

(参考) 中間とりまとめ(案) 抜粋

3. ホワイトスペース利用システムに共通に求められる運用上の条件

(略)

ホワイトスペース利用システムは、当該システムの免許申請(又は免許変更申請)に当たり、当該システム自身より優先順位が上位及び同位の全ての他のホワイトスペース利用システムとの事前の干渉調整(運用時に事前調整を行うことを調整することを含む。)を実施する。(略)

当該利用想定チャンネル・場所等情報は、当該システムの免許申請時(又は免許変更申請時)に総務省へ提出すると同時に、運用調整主体にも提出してその内容を登録する(ただし、システムごとに手順が異なる場合がある。)

という過程を経て、運用調整主体にホワイトスペース利用システムごとの利用想定チャンネル・場所等情報の内容が登録されることにより、ホワイトスペース利用システム間の運用調整が開始される。